

氏名	しば た てつ お雄 柴 田 哲 雄
学位の種類	博 士 (人間・環境学)
学位記番号	人 博 第 211 号
学位授与の日付	平成 15 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	人間・環境学研究科文化・地域環境学専攻
学位論文題目	汪精衛南京政府の研究

論文調査委員 (主査) 教授 宮本盛太郎 教授 池田浩士 教授 中西輝政

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1940年3月に、日本軍占領下の南京で樹立された親日政権である、汪精衛南京政府についての研究である。現在まで、同じく中国大陸に存在していた満州国についての研究は大きく進展しているが、汪政権についての本格的な研究は日本では存在しない。本論文は、汪精衛南京政府の構造に多面的な側面から光をあてたものである。以下、本論文の内容を要約する。

申請者は、まず緒言において、汪政権研究の状況を紹介し、一定の評価価値に照らしてみる見方の問題性を衝き、汪政権の構造がどのようなものであるかについてこそ、真摯に問われるべきである、と述べる。

第一章では、汪政権の外交・政治体制観の特質について明らかにしている。汪の外交観・政治体制観には、基本的に一貫している原理的な見方がある。すなわち、外交観について、いかなる国家も国益に基づいて行動し、国際関係は勢力均衡によって不安定なものとなるので、不安定な国際関係を克服する方策として超国家的な組織の設立を構想する。また、汪の政治体制観のキーワードは「民主」である。この原理的な見方には変化はないが、どのような超国家的組織や「民主」制度のあり方が歴史の一定の時点で適合しているかは時代によって異なっており、その基本原理が汪政権期において東亜聯盟運動の綱領として結実することを、時間軸にそって説得的に明らかにしている。

第二章では、汪政権と上海ブルジョアジーとの関係、および同政権の経済政策の特質について述べている。まず、先行研究の紹介とその問題性を指摘し、政権初期における経済政策構想には対日・対重慶政権批判による上海ブルジョアジーの支持獲得の企図があったことを述べ、その企図と太平洋戦争以前の国民政府における汪精衛派の経済政策構想との関連について、陳公博を例に取って、そのモデルがすでに以前から存在していたことを明らかにしている。しかし、1943年の日本の「対華新政策」以降、ブルジョアジー内部の構造的変化や対重慶政策との関連で、汪政権が日本の経済的搾取を容認するに至ることをヴィヴィッドに描いている。

第三章では、汪政権下の代表的な官製国民運動としての東亜聯盟運動と新国民運動を取り上げる。まず、日中の研究史の検討を行い、両運動の時間的・思想的な関係はどのようなものであったか、両運動の結合は太平洋戦争期の日本の対中国政策にとってどのような意義をもつのかを問うとする問題設定を行う。ついで、具体的に汪政権下の東亜聯盟運動の歴史的展開と思想的特質について説明する。続いて、汪政権はその後清郷工作を行い、同工作を軍事・政治・経済・思想の四段階に分けて実施したが、思想清郷の中心的な役割を果たしたのが新国民運動であることを明らかにする。この運動は、汪政権の太平洋戦争協力への格好のデモンストレーションとなった。1942年夏に東亜聯盟運動は新国民運動と結合し、前者は外交的側面に、後者は対内的側面に比重を置き、人事面でも結合された。「対華新政策」後、両運動は、新政策に積極的に取り込まれていき、両運動のもつ対日従属化の緩和という契機は失われ、日本側の収奪を牽制することは不可能な状況が現出することを明らかにしている。

第四章では、汪政権の研究で本格的な研究が皆無といえる中国青少年団の成立と展開について検討している。この章は、

新国民運動の一環である中国青少年団の成立の由来、訓練内容、組織の特色を明らかにし、「対華新政策」以後の中国青少年団の政治的意味の解明を、大東亜青少年総奮起運動と三禁運動（阿片・ダンス・賭博）の例をとって行っている。三禁運動については、とくに阿片の禁止について検討しており、従来の通説的理解に対する批判を行うと共に、中国青少年団参加者の手記を通して、運動に参加した青少年の心理状態も解明している。また、日本側が三禁運動を黙認した理由について述べ、満州の協和青少年団の実施した運動との比較も試みている。

第五章は、汪政権の学校教育政策について述べている。汪政権の学校政策も研究が進んでいない領域である。具体的に検討しているのは、学校教育政策の方針、教育行政のあり方、学校制度、カリキュラム（とくに日本語教育と「訓育」という教科）、学生運動への対応、教員への対応の方法であり、さらに満州国の学校教育政策との比較を行っている。

なお、「汪精衛南京政府下の学校教育経験者に対するインタビュー」という資料が付されている。

本論文は以上のように汪精衛南京政府について様々な側面から光をあて、立体的に捉えようとしたものである。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、1940年3月に日本軍占領下の南京で樹立され、日本の敗戦によって消滅した親日政権である、汪精衛南京政府の研究である。この政権は、同じく中国大陸にあった満州国のように、中国と日本の現代史と深く関わっているが故に、アジア史に関心をもつ者にとって、解釈の如何を問わずけっして軽視できない歴史的意味を有している。同政権についての本格的な歴史的研究が俟たれる所以である。

しかしながら、現在まで内外共に、汪政権研究は、申請者の言葉によれば「停滞・閉塞状況」にある。日本では確実な蓄積がみられつつある満州国研究に比して、汪政権についての学術書は刊行されておらず、中国・日本に関して高い研究水準を誇るアメリカにおいても事情は大きく変わらない。中国・台湾の汪政権研究については、量的にはみるものがあるものの、一定の歴史的評価が常に前提とされているために、質的に高い研究水準にあるとはいえない面がある。

本論文は、このような汪政権研究の「停滞・閉塞状況」を打破し新たな地平を切り拓こうとする意欲的な力作である。申請者は、可能な限り内外の研究文献に当たり、上海留学の機会を最大限に生かして生の原史料の収集に従事した。史料は、刊行物だけに止まらず、ガリ版刷の手記や、汪政権下の初等・中等学校教育経験者に対するインタビューにまで及んでいる。

とくに、中国青少年団と学校教育政策の実態の解明ならびに汪政権下の東亜聯盟運動と新国民運動の有機的な結合とその内的な意味については、本論文が初めて本格的に明らかにしたものであり、高く評価されるべきものである。また、陳公博の経済政策構想の連続性も申請者が日本で初めて解明したものである。すなわち陳は、まず、抗日の前提条件として、国民経済の確立を究極の目標としていた。工業化により農村の余剰労働力を吸収し農村の窮乏化問題を解決する彼の志向は、農地の再分配を通して農村問題を解決することを目指す中国共産党の農村根拠地の基盤を掘り崩すことを企図していた。また、国民経済建設の根拠地を上海を中心とする長江下流域に選定していたのである。このように、申請者は、汪政権の経済的難形が陳に典型的にみられるように汪政権以前から存在していたことを、原史料に拠りつつヴィヴィッドに描き出している。

本論文の最大の意義は、汪政権の政治・外交観、対上海ブルジョアジー政策の特質、代表的な官製国民運動である東亜聯盟運動と新国民運動の連関性、新国民運動の一環である中国青少年団の政治的意味と中国青少年団の活動の背景にある学校教育政策、とくに政治教育の実態の解明を、歴史的時軸の上で構造的、立体的に成し遂げたことにある。その際、日本との関係、重慶政権、満州国との比較の視点が同時に生かされていて、論文を生彩あるものになっている。たとえば、従来日本との関連ではほとんど論じられてこなかった新国民運動・中国青少年団と日本との関係について、歴史的事実に基づいて説得的に論じている。このことにより、新国民運動と中国青少年団の活動の意義が、日本の対中政策の中で構造的に捉えられている。

申請者は、方法論的には、思想史の方法、社会構造分析、運動の分析という方法に依拠して各レベルの鋭利な分析を行っているが、複眼的で総合的な視野が背景にあるため、従来の研究の一面性を脱却し得ている。たとえば、汪政権が当初上海ブルジョアジーの利益擁護の立場に立っていたが、1943年の日本の「対華新政策」以後上海ブルジョアジーと対立を深めるに至った要因を、従来の研究は、汪政権が1920年代後半以降の国民党政府とブルジョアジーとの「冷淡な」関係という連続性を基本的に引き継いでいたとして、「対華新政策」以前の汪政権によるブルジョアジーの利益擁護・抗日姿勢は単なる

ポーズであるとする一面的な理解をしていた。それに対し、申請者は、汪政権構成者の政権成立以前からの主体的な経済政策の独自性を検討しつつ、上海ブルジョアジーの内部構造に大きな変化が生じたこと、「対華新政策」と同時期に浮上した重慶政権への合流という課題の解決という問題が存在したことを中心に、従来の研究にはみられない斬新でダイナミックな解釈を示している。また、汪精衛の政治思想の分析に際し、特定の時代の汪の政治思想の一面のみに光をあてたり、イデオロギー的に批評した従来の研究に対して、汪の政治思想を歴史的、構造的に捉えトータルに分析している。

文化・地域環境学専攻日本文化環境論講座の目的は、日本と中国の学際的、総合的な研究にある。本論文は、日本と中国の狭間にあった独特の親日政権を様々なレベルで歴史的、構造的に捉えた日本で初めての試みであり、講座の主旨にみごとに適合したすぐれた論文である。

よって本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成15年3月10日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。